（様式５）

最終更新日：令和8年10月30日

公益財団法人日本テニス協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jta-tennis.or.jp/about_jta/governance_code/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	対応済（令和6年度自己説明） 令和2(2020年)12月開催の常務理事会及び理事会にて「JTA組織運営に関する基本計画概要」を提示し、役職員及び構成員、更には加盟団体にも配布された。同概要の成案は、令和3(2021)年3月開催の理事会にて「JTA組織運営に関する基本計画」を諮り決議された。同じく、令和3(2021)年3月開催の評議員会で報告の上、加盟団体及び協力団体に送付した。 また、令和5(2023年)年1月開催の評議員会にて「ガバナンスコード完全適合化に関する件―これまでの対応報告」で、ガバナンスコード完全適合化及びJTA創立100周年事業と関連づけた組織運営に関する計画の進捗状況の説明を行い、その際、基本計画で打ち出されている組織運営に関する規則整備面の対応が年度内に完了することが報告された。 このように、本会の業務執行についての意思決定機関である理事会、最高議決機関である評議員会に上程する以前に、常務理事会や役職員等を招集した会議に諮り、本会内で幅広く意見を募っている。	【01】JTA組織運営に関する基本計画 【02】2020-04(20210316)通常理事会議事録 【03】2020-03(20210324)臨時評議員会議事録 【04】2022-02(20230118)臨時評議員会議事録 【05】ガバナンスコード完全適合化に関する件 ― これまでの対応報告 【70】2020-09(20201211)常務理事会議事報告書 【71】2020-03(20201218)理事会議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	対応済（令和6年度自己説明） 令和3(2021)年4月に発足した人事部を中心に職員代表を交えた検討会により素案が策定され、令和4(2022)年2月開催の常務理事会での審議を経て、令和3年度第5回理事会(2022年3月開催）にて人材育成基本方針を諮り決議された。同じく、令和3年度第2回評議員会(2022年3月開催）にて報告の上、加盟団体及び協力団体に送付した。 このように、本会の業務執行についての意思決定機関である理事会、最高議決機関である評議員会に上程する以前に、常務理事会や役職員等を招集した会議に諮り、本会内で幅広く意見を募っている。	【06】人材育成基本方針①概要版＋②本篇 【07】2021-05(20220315)理事会議事録 【08】2021-02(20220323)評議員会議事録 【72】2021-11(20220215)常務理事会議事報告書
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	対応済（令和6年度自己説明） 新中期財務計画は財務経理部を中心に起案され、令和4(2022)年3月開催の常務理事会の審議を経て、令和3年度第5回理事会(2022年3月開催)にて新中期財務計画を諮り決議された。同じく、令和3年度第2回評議員会(2022年3月開催)にて報告の上、加盟団体及び協力団体に送付した。 このように、本会の業務執行についての意思決定機関である理事会、最高議決機関である評議員会に上程する以前に、常務理事会や役職員等を招集した会議に諮り、本会内で幅広く意見を募っている。	【09】中期財務計画20220306 【10】2021-05(20220315)理事会議事録 【08】2021-02(20220323)評議員会議事録 【73】2021-12(20220308)常務理事会議事報告書

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和4年に制定され、令和5年に施行された「役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程」において、「外部理事比率25％以上の確保」及び「女性理事比率40％以上の確保」とその候補者及び候補予定者の推薦に必要な事項を定めた。 令和7(2025)年6月開催の評議員会にて、①外部理事比率33％　②女性理事比率40%となる令和7年度～8年度　公益財団法人日本テニス協会　役員(理事・監事)候補者を提示し、決議された。	【11】役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程 【12】評議員会提出　令和7年度～8年度 公益財団法人日本テニス協会 役員(理事・監事)候補者一覧表 【13】2025-01(20250610)評議員会議事録 【69】加盟団体規程
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	対応済（令和6年度自己説明） 加盟団体である９の地域テニス協会と47の都道府県テニス協会は評議員候補予定者を推薦する権利があり、ガバナンスコード適合性審査　審査項目5への対応のために加盟団体との協議を経て得た結論によって73名となった。 令和4年に制定され、令和5年に施行された「評議員選任に関する規程」において、その選任に必要な事項を定め、外部評議員及び女性評議員比率をそれぞれ20％以上とした。 令和6(2024)年7月開催の「令和6年度　第1回評議員選定委員会」にて選任された評議員合計73名のうち、外部評議員は16名で21.9％、女性評議員は15名で20.5％となり、それぞれ、規程に定められている20％以上を達成した。 なお、外部評議員については以下の基準のもと、選任を行った。 ①ガバナンスコードP.21補足説明(1)のア～ウに該当しない者。 ②また、「当該団体と加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者」については、加盟団体である9地域テニス協会及び47都道府県テニス協会の役職者でない者。 本会には、加盟団体とは別に定款第8条に規定する協力団体が存在している。評議員については、12名の協力団体役職者が含まれている。これら12名は我が国のテニス関係者であること、そして、以下の制度面・組織面での理由により、このたびのガバナンスコード適合性審査の自己説明で外部評議員とした。 ① 評議員は、本会の業務執行についての意思決定機関である理事会決定には関わっていないこと。 ② 本会は加盟団体規程と切り離して協力団体規程を制定し、前者はガバナンスコード適合性審査　審査項目42への適合化の一環として、後者はガバナンスコード適合性審査　審査項目42への対応の枠外で制定し、権利、義務、ガバナンス対応において考慮すべき事項の条文内容を差別化するとともに、指導及び助言並びに調査と処分に関する規定は協力団体規程には含めていないこと。	【14】評議員選任に関する規程 【15】2024-01令和６年度　第１回評議員選定委員会　議事録 【16】令和6～9年度 公益財団法人日本テニス協会 評議員名簿 【74】協力団体規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	対応済（令和6年度自己説明） (1)令和3(2021)年3月開催の理事会にてアスリート委員会規程を採択。現在、令和5(2023)～令和6(2024)年度 第2期アスリート委員会が活動中。1回/月の頻度で委員会開催。 (2)女子9名、男子9名。うち現役10名、経験者8名の構成。 (3)専務理事・常務理事・事務局員が委員会に参画し意見・要望を聞くと共に、常務理事会に委員長が不定期に出席し、活動報告を行っている。	【17】アスリート委員会規程 【18】2023年度～2024年度 第2期アスリート委員名簿 【19】アスリート委員会議事録(「分野別本部及び委員会等に関する規程」に基づき、即時性と双方向性をもったオンライン会議システムをもって会議が開催された場合は、その録画及び録音をもって議事録としている。)
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	対応済（令和6年度自己説明） 本会は、定款により9の地域テニス協会と47の都道府県テニス協会を加盟団体としている。 加盟団体である9の地域テニス協会にはそれぞれの地域の都道府県テニス協会が加盟している。テニスを統轄するNFとして本会の事業活動において、地域の考えや事情は本会の運営にとって重要との考えから加盟団体のうち9の地域テニス協会に理事候補予定者を推薦する権利を与えている。他方、ガバナンスコード適合性審査　審査項目4への対応のために外部理事比率25%以上と女性理事比率40%以上を確保する必要があり、加盟団体との協議を経て理事会の適正規模として総数30名となった。 令和5(2023)年1月開催の評議員会にて決議された定款改正において、理事会定数を「20名以上35名以内」から「20名以上30名以内」に変更し、令和5年6月に開催された評議員会にて30名が選任された。 それぞれ、本会・地域テニス協会で要職に就き実績をあげている方々であり、適正な規模であると考える。	【20】定款 【21-1】役員名簿（令和5～6年度） 【75】2022-12(20230307)常務理事会議事報告書
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	対応済（令和6年度自己説明） (3)-①令和4(2022)年9月開催の理事会にて決議された「役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程」において、その選任に必要な事項を定めた。規程では、理事及び監事の就任時の年齢を75歳未満とすることとし、施行日は令和5年2月1日とした。 令和5(2023)年度の役員改選より実行している。	【11】役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(3)-②令和7(2025)年3月開催の理事会にて「役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程」の改正が決議され、ガバナンスコード適合性審査項目9審査基準(2)への適合化への対応を行った。その改正規程に基づき、令和7年度～8年度の役員改選を実行した。	【11】役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 (3)-②令和8(2026)年6月開催「令和8年度 第1回役員候補者選考委員会」にて以下の1名が例外措置対象である旨報告し、了承を得た。 土橋登志久　例外措置イ)に該当	【21-1・2】役員名簿（令和7～8年度・理事の任期と在任年数を記載） 【22】令和8年6月開催「令和8年度 第1回役員候補者選考委員会 議事録」 【13】2026-01(20260610)評議員会議事録
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	対応済（令和6年度自己説明） (1)令和4(2022)年9月開催の理事会にて決議された「役員候補者選考委員会設置規程」において、同委員会の設置と同委員会の運営に関する事項を定め、施行日は令和5年2月1日とした。 令和5(2023)年5月開催「令和5年度 第1回役員候補者選考委員会」を他の決議機関から独立して行った。	【23】役員候補者選考委員会設置 規程 【24】令和5年度役員候補者選定委員会名簿 【25】令和5年5月開催「令和5年度 第1回役員候補者選考委員会 議事録」
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	対応済（令和6年度自己説明） (1)倫理規程及び処分手続規程を整備し、該当者が法令及び本会諸規則を遵守する旨定めている。	【26】倫理規程 【27】処分手続規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	対応済（令和6年度自己説明） (2)-①役職員・本部・委員会等の役割、分掌事項、職務権限等に関する規程を整備し運用している。	【28】職務権限規程 【29】分野別本部及び委員会等に関する規程 【30】専門委員会等分掌事項に関する規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	対応済（令和6年度自己説明） (2)-②「情報公開規程」「個人情報保護規程」を定め運用している。	【31】情報公開規程 【32】個人情報保護規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	対応済（令和6年度自己説明） (2)-③「役員等の報酬及び費用に関する規程」「就業規則」「事務局給与規程」等を定め運用している。	【33】役員等の報酬及び費用に関する規程 【34】就業規則 【35】事務局給与規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	対応済（令和6年度自己説明） (2)-④「財産管理運用規程」「寄附等取扱規程」を定め運用している。	【36】財産管理運用規程 【37】寄附金取扱規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	対応済（令和6年度自己説明） (2)-⑥　「財務基盤の整備に関する規程」を定めている。	【38】財務基盤の整備に関する規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	対応済（令和6年度自己説明） (3)-①各種選考基準を整備し、代表選手の公平かつ合理的な選考を担保している。 (3)-②令和3(2021)年3月及び4月開催の常務理事会にてこれらの基準を改正し、選手権利保護に関する条項を加えた。 なお、本会が主催する全日本テニス選手権の開催要項において、参加選手の肖像権が第三者に不当に侵害されることがないよう配慮した記載としている。 また、基準にもとづき選考されたメンバーは常務理事会に提案され審議を経て決議している。	【39】ナショナルメンバー選考基準 【40】デ杯／BJK杯代表選手選考基準 【41】ジュニアナショナルメンバー選考基準 【42】ジュニア・デビスカップ ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手選考基準 【43】ワールドジュニア代表選手選考基準 【76】全日本選手権101st 開催要項 2026alljapan_factsheet 【77】2024-3(20240620)常務理事会議事報告書

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	対応済（令和6年度自己説明） (4)「選手・審判員等登録規程」にもとづき常務理事会により制定された「公認審判員登録細則」の第5条にもとづき、認定講習会を受け認定試験に合格した者を審判委員会が審査し、認定されている。 令和3年3月開催の常務理事会決議にて細則を改正し、審判委員会による審判員選考の手順を加えた。 「選手・審判員等登録規程」「公認審判員登録細則」にもとづき、審判委員会が公認資格レベル、経験、大会会場へのアクセス等を考慮したうえ、審判員の公平かつ合理的な選考を行っており、中立性を欠くものを割り当てていない。	【44】選手・審判員等登録規程 【45】公認審判員登録細則
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	対応済（令和6年度自己説明） (5)-①本会は総合法律事務所と顧問契約を締結している。その他、コンプライアンス委員会に1名、倫理委員会に2名の弁護士が委員として参画している。 (5)-②役職員の法的知識の向上については、外部主催の各種研修会にも出席し研鑽に努めており、公益法人制度、JTA規則、ガバナンスコード、その他公益法人としてＮＦとしての立場、また助言を求めるための外部専門家へのアクセスが確保されてる。	【46】総合法律事務所との顧問契約書
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	対応済（令和6年度自己説明） (1)コンプライアンス委員会を設置し、本会内外の諸事案に対し活動を行っている。 (2)令和4(2022)年3月開催の理事会にてコンプライアンス委員会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とした「コンプライアンス委員会運営細則」を制定した。同細則は令和4(2022)年4月1日に施行された。 (3)コンプライアンス委員会の構成員に、女性委員を配置している。	【47】コンプライアンス委員会運営細則 【48】コンプライアンス委員名簿 【49】コンプライアンス委員会議事録
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	対応済（令和6年度自己説明） (2)コンプライアンス委員会の構成員に弁護士・学識経験者を配置している。	【48】コンプライアンス委員名簿(職業記載)
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済（令和6年度自己説明） 令和7（2025）年度は、令和8（2026）年3月19日開催の評議員会終了後に実施した。	【50】令和７(2025)年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会開催通知 【51】コンプライアンス研修・通報制度

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済（令和6年度自己説明） 令和7（2025）年度は、選手向けは登録更新時研修として（受講期限は令和8（2026）年1月9日まで）、指導者向けはJTAカンファレンスとして（受講期限は令和8（2026）年3月31日まで）、ともにオンラインにて実施した。	【52】新規プロフェッショナル登録時のe-ラーニングテキスト 【53】プロフェッショナル登録の更新について 【54】第36回JTAカンファレンス2026開催要項 【78】プロフェッショナル登録基準
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済（令和6年度自己説明） 令和8（2026）年度は　令和8（2026）年7月25、26日に東京・有明コロシアムにて実施したほか、令和9（2027）年1月23、24日にも広島・RCC文化センターにて実施予定。	【55】(1)2026年7月開催「B級レフェリー」「B級チーフアンパイア」開催案内 (2)「20221208 JTA作成 コンプライアンス研修配布資料」 (3)「20231208 ITIA作成 コンプライアンス講習資料」 【79】選手・審判員等登録規程 【80】公認審判員登録細則 【81】日本テニス協会B級・C級審判員向け認定会・講習会等で使用される教材の例 【82】国際審判員向けコンプライアンス関連資料の例 【89】2027年1月開催「Ｂ級アンパイア」「Ｂ級レフェリー」「Ｂ級チーフアンパイア」 認定講習会 開催案内

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	対応済（令和6年度自己説明） (1)総合法律事務所・税理士1名・内部監査士1名から専門的な助言が受けられる体制となっている。	【56】専門家のサポート体制に関する資料(組織図)
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	対応済（令和6年度自己説明） (1)職務権限規程、経理規程、財産管理運用規程等に基づき、財務・経理の処理を適切に行い、その結果は本会の契約している会計監査人（公認会計士）によって、適切に処理されていることが確認されている。 (2)監事は定款に基づき、評議員会での審議を経て選任されている。 (3)監事は常務理事会及び理事会に出席し、本会の業務執行状況を適宜監査している。	【28】職務権限規程 【57】経理規程 【36】財産管理運用規程 【20】定款 【58】監事名簿（監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考える理由を記載）
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	対応済（令和6年度自己説明） (3)倫理規程第4条(役員等及び職員の遵守事項)第５項において以下を規定している。 「役員等及び職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。」 また、実施要項、交付要綱及び関係規程の定めるところに従い、支出等に当たっては、公正かつ効率的執行に努めている。	【26】倫理規程 【83】交付決定通知書_JOC補助金_R6年度 【84】交付決定通知書_スポーツ振興くじ助成金_R6年度 【85】交付決定通知書_スポーツ振興基金助成金_R6年度
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	対応済（令和6年度自己説明） (1)情報公開規程に基づき、年度ごとの財務情報等を本会公式ホームページ及びアニュアルレポートで開示している。 公開URL：https://www.jta-tennis.or.jp/about_jta/reports/	【39】ナショナルメンバー選考基準 【40】デ杯／BJK杯代表選手選考基準 【41】ジュニアナショナルメンバー選考基準 【42】ジュニア・デビスカップ ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手選考基準 【43】ワールドジュニア代表選手選考基準

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	対応済（令和6年度自己説明） (2)-①　選手選考基準は、本会公式ホームページで開示している。 公開URL：https://www.jta-tennis.or.jp/national_team/national_team/	【39】ナショナルメンバー選考基準 【40】デ杯／BJK杯代表選手選考基準 【41】ジュニアナショナルメンバー選考基準 【42】ジュニア・デビスカップ ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手選考基準 【43】ワールドジュニア代表選手選考基準
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	対応済（令和6年度自己説明） (2)ガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明を、本会公式ホームページで開示している。 公開URL：https://www.jta-tennis.or.jp/about_jta/reports/	【61】令和7年度ガバナンスコード遵守状況の自己説明
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	対応済（令和6年度自己説明） (1)令和3(2021)年3月開催の理事会にて利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを決議し、これらは同年4月1日に施行された。本会は、同規程及び同ポリシーにもとづき、適切に運営を行っている。	【62】利益相反管理規程 【63】利益相反管理ポリシー
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	対応済（令和6年度自己説明） (2)令和3(2021)年3月開催の理事会にて利益相反ポリシー及び利益相反管理規程を決議し、令和3(2021)年度から実施に移された。	【63】利益相反管理ポリシー

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	対応済（令和6年度自己説明） (1)通報相談窓口を設置し、本会公式ホームページにて告知している。 処分手続規程第８条において通報相談窓口の設置を規定し、同条第2項でコンプライアンス委員会がその実務を行うとしている。 (2)処分手続規程第11条において守秘義務を規定し、同条第1項で通報窓口に寄せられた通報にかかる事実を秘密として保持しなければならないとしている。 (3)処分手続規程第11条において守秘義務を規定し、同条第2項で窓口利用者や被害者等のプライバシーに最大限の配慮をするとし、情報管理を徹底している。 (4)処分手続規程第12条において不利益取扱の禁止を規定し、窓口利用者に対し不利な取扱を行わないとしている。 (5)直近の通報相談窓口の活用についての情報共有は、令和6(2024)年3月21日に開催された令和5(2023)年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会において、コンプライアンス委員長より「令和5年度コンプライアンス関連事例報告」として行われた。	【64】通報相談窓口告知ページ 【27】処分手続規程 【50】令和５(2023)年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会開催通知
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	対応済（令和6年度自己説明） (2)通報相談窓口を主管するコンプライアンス委員会は、1名は弁護士、1名は大学准教授を中心に構成している。 通報相談窓口は2013年10月開催の常務理事会で決議された「コンプライアンス室(後にコンプライアンス委員会)の相談窓口機能に関する基本方針」にもとづき立ち上げられ、同基本方針では、窓口活動の基本原則の中で「秘匿性」が担保されている。 なお、通報相談窓口については、ガバナンスコード対応の一環として、令和4(2022)年3月開催の常務理事会にて制定されたコンプライアンス委員会運営細則第4条に規定されている。	【27】処分手続規程 【47】コンプライアンス委員会運営細則 【48】コンプライアンス委員名簿(職業記載) 【86】コンプライアンス室(後にコンプライアンス委員会)の相談窓口機能に関する基本方針

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	対応済（令和6年度、7年度自己説明） (1)処分手続規程を定め、運用している。 (2)処分手続規程を本会公式ホームページで開示している。 (3)処分手続規程第13条において処分手続を規定し、同条第4項で倫理委員会は処分対象者に対し、聴聞の機会を設けなければならないとしている。 (4)処分手続規程第14条において処分の決定を規定し、同条第3項で処分対象者に対し、処分の内容、処分の対象となる違反行為にかかる事実、処分の手続の経過、処分の理由、処分の年月日、不服申立を行うことができる旨及び申立期間等を記載した書面をもって処分決定を通知するとしている。 公開URL：https://www.jta-tennis.or.jp/about_jta/regulations/	【27】処分手続規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	対応済（令和6年度自己説明） (1)倫理規程第6条において倫理委員会を設置し、処分手続規程第13条において倫理委員会が倫理規程違反に対する処分審査を行うこととしている。 倫理委員会は、弁護士2名にて構成され、中立性及び専門性を重視した構成としている。	【26】倫理規程 【27】処分手続規程 【65】倫理委員会名簿(職業記載)

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	対応済（令和6年度自己説明） (1)処分手続規程第15条において公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への申立について記載している。 (2)選手選考基準においても公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への申立について記載している。	【27】処分手続規程 【39】ナショナルメンバー選考基準 【40】デ杯／BJK杯代表選手選考基準 【41】ジュニアナショナルメンバー選考基準 【42】ジュニア・デビスカップ ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手選考基準 【43】ワールドジュニア代表選手選考基準
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	対応済（令和6年度自己説明） (1)処分手続規程第14条第3項(7)において処分対象者に対し、処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる旨及び申立期間を記載した書面をもって通知することを規定している。 また、全ての新規プロフェッショナル選手登録申請者に受講が義務付けられている「テニス選手のためのeラーニングテキスト」の中で、日本スポーツ仲裁機構の利用について言及されている。	【27】処分手続規程 【52】新規プロフェッショナル登録時のe-ラーニングテキスト
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	対応済（令和6年度自己説明） (1)令和5(2023)年3月14日開催の理事会において決議された令和5～6年度専門委員会等分掌事項に関する規程において、危機危機管理を担当する部署を総務部とした。 (2)令和3(2021)年3月開催の理事会において危機管理マニュアルを採択し、令和3(2021)年度から実施に移された。 (3)危機管理マニュアルに①犯罪、②スポーツのインテグリティを棄損する事態、③個人情報の流出、を不祥事とし対応の一連の流れを記載している。 (4)危機管理マニュアルに不祥事への外部アクションとして、(状況に応じて)第三者委員会を設置する場合の一連の流れを記載している。	【66】令和5～6年度専門委員会等分掌事項に関する規程 【67】危機管理マニュアル

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	対応済（令和6年度自己説明） (1)令和5(2023)年2月、本会にとって初めての処分手続に基づく倫理規程違反への処分の決定がなされた。この処分は、令和4(2022)年6月に本会通報相談窓口に寄せられた本会加盟団体役員による審判員4名に対するパワハラに関する案件に対してのもので、調査対象者が本会評議員であったことから本会としての対応がなされた。本会は初期対応として、コンプライアンス委員会が倫理規程第7条第1項に基づき通報者及び調査対象者への聴聞を含む事前調査を行い、常務理事会の決議を経て、本会会長は処分手続規程13条第2項に基づき倫理委員会に対し本案件に関する処分審査を諮問した。倫理委員会は、通報者及び審査対象者への聴聞を含む審査を行った結果、審査対象者によるパワー・ハラスメントの事実を認定し、会長に対し審査対象者に対する譴責処分を答申した。この譴責処分の答申は、令和5(2023)年2月開催の常務理事会により承認された。処分内容は直ちに審査対象者に通知され、その際、本会が公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し不服申し立てを行うことができる旨にも言及された。対外的には、同年2月16日、本会公式ホームページにおいて「パワー・ハラスメント案件への処分について」と題した公表を行い、あわせて、上部団体である公益財団法人日本スポーツ協会と公益財団法人日本オリンピック委員会に報告がなされた。なお、審査対象者はこの譴責処分を受け入れ、また、本会評議員及び所属団体の全ての役職を辞任した。 このように、本件は倫理規程及び処分手続規程そしてその他の関連規則に準拠して対応されたと考える。 加盟団体規程が令和5(2023)年2月1日に施行され、同規程第4条(8)において、本会の責任にかかわると思料される問題としてパワハラに言及し、また、一般スポーツ団体向けガバナンスコードを念頭に、第5条(1)において、加盟団体は、「コンプライアンス違反を防止するために、適切な組織を設け、これを処理するために必要な手続きを定めること」とした。そして、第8条では加盟団体に対する「指導及び助言並びに調査」を規定した。 また、評議員に対して、毎年度末の評議員会終了後に開催される「コンプライアンス・ガバナンス講習会」で再発防止のための情報提供を行っている。 なお、当該評議員が所属していた加盟団体において、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを確認した結果を令和7(2025)年3月末日までに本会公式ホームページ上に公表を行う予定である。	【68】令和5(2023)年2月16日付本会公式ホームページにおいて公表「パワー・ハラスメント案件への処分について」 【69】加盟団体規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	対応済（令和6年度自己説明） 過去4年以内に外部調査委員会は設置していない。	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程は、令和5(2023)年2月1日に施行された。同規程第8条に基づく本会の対応としては、現在、第5条(2)関連案件について、加盟団体である一協会に説明を求めている事例だけとなっている。しかしながら、現時点においては、当該加盟団体に対して加盟団体規程第8条に基づき状況把握を継続して行っている。	【69】加盟団体規程 【87】本会及び加盟団体並びに協力団体における倫理に関する指針
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	対応済（令和6年度自己説明） (1)加盟団体規程第5条(ガバナンス対応において考慮すべき事項)第1項第7号に、「本会が主催する加盟団体向け情報提供や研修会に参加すること」と規定し、毎年度末の評議員会終了後、役職員向けの「コンプライアンス・ガバナンス講習会」を開催している。対象は評議員、理事、監事、理事待遇、役職者、職員であり、本会加盟団体である地域・都道府県テニス協会の運営者が受講している。	【69】加盟団体規程 【50】令和７(2025)年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会開催通知 【51】コンプライアンス研修・通報制度